

加須市の災害被害認定(り災証明)統一基準

※ 当該基準は住家を原則とし、非住家に対しては準用しない。

但し、非住家であっても、住まいとして居住してる場合は除く(下表参照)。

本基準はり災証明の申請・発行についてのものであって、住家以外の建物等については被災証明の扱いとなる。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、また受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家全壊	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの(このうち、50%以上70%未満は大規模半壊)または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満(このうち、40%以上50%未満は大規模半壊)のものとする。
住家一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの(損壊が20%未満)。 ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
床 上 浸 水	浸水が、その住家の床以上に達した程度のもの又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。
床 下 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。